〇国立大学法人上越教育大学大学教員人材評価実施要項

(平成21年10月29日学長裁定)

最終改正 平成31年3月6日

(趣旨)

1 この要項は、国立大学法人上越教育大学に勤務する大学教員(以下「教員」という。) が上越教育大学(以下「本学」という。)の教育研究等の水準向上及び中期目標・中期 計画の達成に資するため、教員個人の活動状況について実施する点検・評価(以下「人 材評価」という。)について必要な事項を定める。

(目的)

- 2 人材評価は、教員個人の教育研究活動等(以下「活動」という。)の状況について、 点検を実施し、本学の理念・目的・目標に沿った評価を行うこと及び教員の勤務実績等 を客観的に把握・評価することにより、次の事項に資することを目的として実施する。
 - (1) 教員は、自己の活動を点検・評価し、自己の活動の活性化に役立てるとともに、自己の活動の改善と向上に努める。
 - (2) 学長は、評価結果を総合的に分析し、教員個々の適性に応じた勤務条件等に反映させるとともに、これらを通じ、活力ある教育組織の実現や効率的な大学運営に役立てる。
 - (3) 本学の活動状況等を公表することにより、社会への説明責任を果たす。 (評価の対象)
- 3 人材評価の対象とする教員は、特任教員を含み、年俸制適用職員を除く。 (評価の期間)
- 4 人材評価の期間は、原則として毎年、前年度分の教員個々の活動について行うものとする。

(評価実施組織)

- 5 人材評価に関する方針,実施及び評価結果の取りまとめその他人材評価に関する事項は,上越教育大学教員人材評価委員会(以下「委員会」という。)が行うものとする。 (評価の領域とその内容)
- 6 人材評価は、次の評価の領域を基本とし、本学の理念・目的・目標及び専門分野等の 特徴などを考慮した内容について行うものとする。
 - (1) 教育

学部学生,大学院学生その他の学生への教育研究指導を中心とした評価を行う。

- (2) 研究 各教員の専門分野における研究活動の評価を行う。
- (3) 社会貢献 地域レベル、日本レベル、国際レベルでの教育研究の貢献度を評価する。
- (4) 学内貢献 本学の委員会活動,その他の管理運営に対しての貢献度を評価する。

(評価の方法等)

- 7 人材評価の手順は次のとおり行うものとする。
 - (1) 委員会は、個々の教員が大学教員業績登録システム(以下「エフォート」という。) に登録したデータから、別記の国立大学法人上越教育大学大学教員人材評価実施基準 に基づき別記様式の国立大学法人上越教育大学大学教員人材評価記録書(以下「記録 書」という。)を取りまとめる。この場合、人材評価欄については除くものとする。
 - (2) 学長は、前号に掲げる記録書の結果及び教員個々の勤務実績等に基づき人材評価を行う。

(意見の聴取)

8 学長は、記録書の結果について、当該教員に対し通知するとともに、当該教員から異議の申立てのあった場合は、意見を聴取する機会を設けるものとする。

(評価結果の反映)

- 9 人材評価の結果については、次のとおり活用するものとする。
 - (1) 教員は、活動業績をエフォートに登録することにより、自己目標の達成に向けての取組状況等を確認するとともに、次年度の活動の活性化に役立てる。
 - (2) 学長は、その活動の一層の向上を促すため、総合的な判断において、当分の間、人材評価の結果を参考の上、勤務条件等について適切な措置を講ずるものとする。
 - (3) 学長は、人材評価に基づき、その活動が十分でないと評価した教員に対して、その理由を調査し、活動状況が改善できるように指導及び助言など適切な対策を講ずるものとする。

(評価結果の公表)

- 10 教員個人の評価結果は,個人情報として取り扱い,原則として公表しないものとする。 (改善)
- 11 人材評価の実施については、毎年度委員会において見直すものとする。 (その他)
- 12 この要項に定めるもののほか、教員の人材評価に関し必要な事項は、別に定める。

附 則

- 1 この要項は、平成21年10月29日から施行し、平成21年4月1日から適用する。
- 2 国立大学法人上越教育大学教員人材評価実施要項(平成20年10月8日学長裁定)は, 廃止する。

附 則 (平成28年1月13日)

この要項は,平成28年1月13日から施行し,平成27年10月1日から適用する。

附 則(平成29年3月8日)

この要項は、平成30年4月1日から施行する。

附 則(平成31年3月6日)

この要項は、平成31年4月1日から施行する。

別記 (第7項関係)

国立大学法人上越教育大学大学教員人材評価実施基準

1 自己点検・評価の実施

教員は、各領域ごとの活動状況について、次の5段階で点検・評価を実施する。

評価区分	内 容 等
S	自己目標を大きく上回って達成した
A	自己目標を十分に達成した
В	自己目標を概ね達成した
С	自己目標をやや達成できなかった
D	自己目標を達成できなかった

2 人材評価の実施

学長は、教員の職種、職務の特殊性・専門性、各領域ごとの得点及び自己点検・評価等を考慮して、次の5段階で評価を行う。

評価区分	内 容 等
5	特に優れている活動が認められる
4	水準を上回る活動が認められる
3	水準に達する活動が認められる
2	水準に達しない活動があり改善の余地があると認められる
1	問題があり改善を要すると認められる

3 この基準に定めるもののほか、教員の人材評価に関し必要な事項は、委員会が定める。

別記様式 (第7項関係)

国立大学法人上越教育大学大学教員人材評価記録書

評価期間 年 月 日 ~ 年 月 日 ※ 人 材 評 価 領 域 別 評 価 領域別 自己点検・評価 所属部局 評価の 職名 (ふりがな) 社会 学内点数合 研究 社会 研究 社会 教 育 研究 教育 学 内 教 育 学 内 貢献 | 貢献 | 計 貢 献 貢 献 貢 献 貢 献

(備考)①所属部局毎に作成する。

②※印の人材評価欄は、学長が記入する。